

写

埼労発基 0705 第 1 号  
令和 5 年 7 月 5 日

埼玉地方最低賃金審議会  
会長 土屋 直樹 殿

埼玉労働局長  
久知良 俊二

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、埼玉県最低賃金（昭和 55 年埼玉労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定に関して、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2023（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議を求める。